

SANKYODO PRESS

2026.

2

Topics 注目トピック

社保 2026年4月開始「子ども・子育て支援金制度」のポイント

融資 創業融資において「自己資金」＝「通帳の残高」ではない！？

メディア実績

月号



Ryukyu Wedding



クライアントインタビュー



株式会社
琉球エンターテイメント様

sankyodo決算報告の様子



株式会社 琉球エンターテイメント様

事業内容：フォトウェディング事業（写真業）

クライアントインタビュー

【事業転換・資金繰りの不安を乗り越えて】

—「一緒に悩み、一緒に喜んでくれる存在」が経営の支えになった

■ 創業から事業転換へ。最大の壁は「初期投資とキャッシュフロー」

沖縄でのフォトウェディング事業を中心に写真業を展開されている株式会社琉球エンターテイメント様。実は創業当初からフォトウェディングを行っていたわけではなく、法人化をきっかけに現在の事業へと大きく舵を切りました。今回は代表取締役 東恩納英子様にクライアントインタビューを行いました。

■ 「数字を、日本語で説明してくれる」——税理士変更の決め手

法人化1年目は、別の税理士事務所と顧問契約を結んでいましたが、次第に違和感を覚えるようになったそうです。

「質問しても、こちらの意図を汲み取ってもらえなかったり、専門用語ばかりで正直よく分からなかったり…。
“素人でも分かる説明”をしてほしかったんです」

そんな中で出会ったのが、sankyo tax 税理士法人でした。

「最初の面談で、質問に対してすごく分かりやすく答えてくれたんです。
数字の専門性というより、“ちゃんと会話が成立する”と感じられたのが大きかったです」

加えて印象に残ったのが、対応のスピードと提案力。

「“これはできない”で終わらせずに、“じゃあこういう方法はどうですか?”と選択肢をすぐに出してくれる。
創業期で余裕がない時期には、本当に助かりました」

■ 「経営者の目線」で伴走してくれる担当者の存在

sankyo tax に依頼してから特に感じているのは、「説明の分かりやすさ」と「距離の近さ」。

「何度も同じことを聞いていますから、嫌な顔ひとつせず、根気強く教えてくれます」
中でも印象的なのは、担当者・粟村のスタンスだといいます。

「粟村さんは、“経営者だったらどう考えるか”という目線で話をしてくれます。
他人事ではなく、自分事として一緒に考えてくれる感じがあるんです」

時には、はっきりと厳しいことを伝える場面も。

「“これはダメです”“こうした方がいいです”と、数字を見たうえでちゃんと言ってくれる。
社内スタッフからは言えないことを私に言ってもらえるのは、経営者として本当にありがとうございます」

■ 業界の「客観データ」が意思決定の質を高めてくれる

月次ミーティングや決算報告で特に役立っているのが、業界全体を俯瞰した視点からのアドバイス。

「この業界では、こういう会社が多いですよ」といった統計的な話をしてもらえると、自分にはない引き出しをもらえる感覚があります」

自社だけを見ていては気づけない“判断基準”が、経営の精度を高めていると感じているそうです。

■ 「経営者の孤独」を分かち合ってくれる存在

最後に、「sankyoらしさ」について伺いました。

「一番ありがたいのは、一喜一憂を一緒にしてくれるところですね。

苦しい時は一緒に悩んでくれて、うまくいった時は同じ目線で喜んでくれる」

経営者は、どうしても孤独になりがちです。

「数字を見るだけなら、正直どこでもできるのかもしれません。

でも、経営者としての人生に寄り添ってくれるのは、sankyoさんだからこそだと思っています」

■ 未来を見据えた「会計」で、次のステージへ

今後は、月次で数字を追いかながら、

1年後・3年後・10年後を見据えた経営の話もしていきたいと語る東恩納社長。

「新規事業や事業譲渡の話も出始めています。

見切り発進せず、まずは相談できる相手がいるのは心強いですね」

sankyoでは、過去の数字を振り返るだけでなく、

未来から逆算する「未来会計」にも力を入れています。

こんな方に読んでほしい
インタビューです

- 法人化・事業転換を考えている経営者の方
- 税理士とのコミュニケーションに不安を感じている方
- 数字だけでなく、経営に伴走してくれるパートナーを探している方

「税理士を変える」ことは、経営の意思決定を変えること。

その一步を考えている方はぜひご連絡ください。

税務相談の前に、まず“人”を知る。

sankyoでは、カスタマーサポートが責任をもって、税理士とのお付き合いに対する想いやご要望をお伺いし、担当者をアサインいたします。

数字の前に、信頼を。

それが、sankyoのホスピタリティです。

【お問い合わせ・ご紹介はお気軽に】

カスタマーサポート担当者宛：san-contact@sankyo.jp



株式会社 琉球エンターテイメント

沖縄ウェディングフォトは沖縄のカジュアルなオーダーメイドフォトウェディングを提供しております。

撮影のコンセプトは100人100通り。可愛く、おしゃれに、おてごろに。こだわりに徹底的に寄り添います。

琉球ウェディングは沖縄地元の女性オーナーが運営する、カジュアルウェディングフォト専門スタジオ。

「楽しく、可愛く、お手頃に」をモットーに1組1組、丁寧にお打ち合わせしながら ご希望に沿った撮影を提供いたします。

トレンドを意識した衣装、小物を随時取り揃えております。プライベート感のある空間で小さなお子様が一緒でも周りに気兼ねなく過ごせます。

アットホームでフレンドリーで、サービス精神豊かなスタッフが撮影を楽しい思い出として残せるようお手伝いします。

また、青の洞窟やマリンアクティビティもセットで開催できる、数少ないマリンインストラクターのいるスタジオです。

沖縄のことなどはなんでも、私たちにお尋ねください。



SEASIDE YAKA STUDIO -RYUKYU WEDDING-

〒904-1203 沖縄県国頭郡金武町屋嘉2606

SeasideYakaIII #1

<https://ryukyu-e.com/>



STUDIO CASA

〒904-0304 沖縄県中頭郡読谷村楚辺1388-1

Casablanca hill 402

<https://casa-stay.com/>



2026年4月開始 「子ども・子育て支援金制度」のポイント

深刻な少子化対策の財源として、2026年度から「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。医療保険料に上乗せして徴収される新しい仕組みです。

1. 制度の概要と負担額の目安

この制度は、歳出改革等による負担軽減の範囲内で構築されるため、国全体として実質的な社会保障負担を増やさない方針です。

【1人あたり平均拠出額（月額・推計）】

- * 2026年度（令和8年度）：約250円
- * 2027年度（令和9年度）：約350円
- * 2028年度（令和10年度）：約450円程度

※会社員等の場合、事業主と従業員で半分ずつ負担（労使折半）となります。

個人の負担額は年収により異なりますが、令和8年度は年収400万円で月350円、年収600万円で月550円程度となる見込みです。

2. 保険種別ごとの特徴

皆さまが加入している医療保険の種類により、負担方法が異なります。

保険種別	特徴と負担者	備考
会社員・公務員 (被用者保険)	給与・賞与ベース で労使折半。	医療保険料に上乗せ。
自営業・フリーランス (国民健康保険)	所得等に応じて 全額自己負担。	国民健康保険料に上乗せ。 18歳以下の均等割額は全額軽減
高齢者 (後期高齢者医療制度)	所得等に応じて負担。	後期高齢者医療保険料に上乗せ。 低所得者への軽減措置あり

3. 子育て世代へのメリット（給付の拡充）

負担が生じる一方で、0歳から高校卒業までの給付・サービス改善額は、**こども1人あたり累計約146万円**にのぼると試算されています。

支援策	具体的な給付・制度
仕事と育児の両立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・出生後休業支援給付 (手取り10割相当) ・育児時短就業給付 (時短勤務中の賃金の10%支給)
経済的安定	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当の拡充 (所得制限撤廃、第3子以降3万円、高校生年代まで延長) ・こども誰でも通園制度の給付化 (保育サービスの柔軟化)

4. まとめ

徴収開始は2026年度（令和8年度）からですが、児童手当の拡充などはすでに先行してスタートしています。企業としては、人件費への影響を織り込むとともに、従業員へこれらの新しい支援である給付・制度を周知し、仕事と育児の両立をサポートしていくことが求められます。

【参考】制度の詳細は今後変更される可能性があるため、最新情報はこども家庭庁の特設サイトをご確認ください。
[「こども家庭庁 子ども・子育て支援金制度」](#)

このコラムを監修した担当者

小林 信仁

創業融資において 「自己資金」＝「通帳の残高」ではない！？

日本政策金融公庫における創業融資の審査では、自己資金は重要な審査項目となっています。一般的には自己資金は「通帳の残高」と思われるがちですが、創業融資の審査では「どうやって自己資金を貯めてきたか」をしっかりと確認されます。

もし、貯め方に疑義が生じる場合には、通帳残高があるにも関わらず自己資金とみなされない場合もあります。本コラムでは、自己資金の貯め方ケース別における取り扱いの一例を紹介します。

資金の状態		理由
毎月のお給料を通帳内でコツコツ貯めてきたもの	○	貯めてきた経緯が客観的にみて明らかであるため。
現金貯金をしてきたもの	×～△	<u>現金貯金してきたものは、客観的にみて本人が貯蓄してきたものか判断できないため、自己資金と認められない可能性が高いです。</u> 止むを得ない事情があった場合には、書面等で現金貯金の経緯を説明することも重要になります。
株式、保険などの金融資産	△	原則、解約のうえ預貯金へ入金しておくことが望ましいです。解約しない場合、見せ金と捉えられてしまう場合があります。
親族から資金援助してもらった資金	○	<u>自分で貯めた自己資金以下の贈与</u> の場合は、自己資金として原則認められます。
	△	<u>自分で貯めた自己資金以上の贈与</u> は認められない場合があります。（※他力本願と思われてしまうため）
	×	現金で受け取った贈与は見せ金と判断されてしまうため、口座へ振込んでいただくことが望ましいです。
会社の資本金	○	一人社長兼100%株主→資本金は自己資金としてみなされます。※
	△	複数人で出資する場合、 <u>重要視されるのは「社長が出資した金額」</u> になります。社長出資金50万円、その他株主の出資金450万円といったように社長が出資した金額が少ない場合には、自己資金は50万円として審査される場合があります。

※自己資金の判断は、店舗や担当者によって異なる場合があるため、必ずしも上記の取り扱いになるとは限りません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

日本政策金融公庫 変更情報

	2026年1月5日時点
創業融資の基準金利	3.10～4.60%
一般融資の基準金利	3.20～4.70%

Media

メディア実績

YouTube

■コラボレーション動画



株式会社Another works
大林尚朝社長 (動画を再生▶)



トウモローゲート株式会社
西崎康平社長 (動画を再生▶)

■投稿動画



「みんなやってる」は通用しない。税理士が語る
脱税と節税の境界線
(2025年10月)

[動画を再生▶](#)



【舞台裏】freee関東エリア
グランプリ受賞までの軌跡
(2025年9月)

[動画を再生▶](#)



税務調査の回遊率47%の
裏ワザ?! AI登場で変化した
調査事情って??
(2025年7月)

[動画を再生▶](#)

セミナー



東京地方税理士会 小田原支部
「AIとの会計事務所業務の歩き方」に
CTOの宮川が登壇
(2025年10月)

新刊書



会計事務所のDXの進め方

2024年10月10日(木)発売

事前準備からロードマップ、業務別のデジタル化まで、税理士事務所・会計事務所のDXの実践的進め方を解説! 「現状分析シート」や「業務見直しステップ」等、あると便利な付録つき!!

[ご購入はこちら▶](#)

AI時代の会計事務所の集客採用育成方針とは?

sankyoode税理士法人
代表税理士が語るデジタル戦略
[参加無料](#) [オンライン](#)



9.5 Fri. 19:00 - [会計士JOB - SANKYODO](#)

ブリッジコンサルティンググループ
株式会社主催AI時代の会計事務所の
集客採用育成方針とは?に
統括代表の朝倉が登壇
(2025年9月)



フリー株式会社主催
freee Advisor Day 2025 (東京会場)
に統括代表の朝倉が登壇
(2025年8月)

取材など



FIVE STAR MAGAZINE
(2025年11月)



税理士.ch
(2025年8月)



弁護士ドットコムタイムズ
(2025年6月)

寄稿など



Manegy/宮川 (CTO)
(2025年11月)



税務弘報/笠岡 (COO)
(2025年7月) 月刊経理ウーマン/近藤 (CHRO)
(2025年3月)



書籍



2023年12月発刊

[ご購入はこちら▶](#)





BAR LOUNGE



D3 六本木 BARLOUNGE
〒106-0032
東京都港区六本木4丁目9-5 ISO六本木ビル 3F
03-6868-4784



起業をお考えの方

お客様紹介特典！

税理士変更をご検討の方



Amazonギフト券
最大5万円分
プレゼント！

特典へのエントリーは、
弊社担当者にご相談ください。

詳細を見る >

YouTube
税理士BARラウンジ
起業成功支援
チャンネル

チャンネルを見る ▶

QR code linking to the YouTube channel.

コンテンツガイドライン

当冊子のコンテンツは皆様への情報提供を目的としており、細心の注意を払っておりますが、関連法令およびその他の有効な典拠に従い例示の事例について作成時点における一般的な解釈について述べたものであり、専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。

また、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。

当冊子のコンテンツ公開後、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変更が生じる可能性もあります。よって、貴殿（貴社）の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、適切な専門家にご相談ください。sankyodo税理士法人グループは当冊子のコンテンツに依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

また、当社は事前に通知することなく当冊子に掲載した内容の訂正、追加、中断、削除等を行う場合があります。

sankyodo通信のコンテンツに関する問合せ窓口

メールアドレス：pr@sankyodo.jp

2026-
2月号
vol.45

拠点一覧

六本木オフィス

〒106-6090

東京都港区六本木1丁目6-1 泉ガーデンタワー 40階

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター 10F

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山村9-11 小泉ビル4F

名古屋オフィス

〒450-6321

愛知県名古屋市中村区名駅1-1-1 JPタワー名古屋 21階

大阪オフィス

〒530-0001

大阪府大阪市北区梅田1-13-1 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 15F

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D

SANKYODO

ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

Xやっています!税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひフォローしてください!